

エネルギー価格等高騰対策事業補助金

【概要】

事業所の省エネルギー化やエネルギー効率化に取り組み、先を見据えた事業継続と発展を目指す設備投資に対し補助を行う

【補助金額】

対象経費の2分の1以内

[補助上限額 200万円]

※対象経費100万円以上の事業が対象

【申請期間】

令和5年9月4日(月)～9月29日(金)

期間内申請者の中から予算の範囲内で決定

【対象者】

- 南あわじ市内に所在地または住所地がある企業又は個人事業主
- 令和4年と令和3年の一年間を比較して、事業に使用した光熱水費が10%以上増加したことによって売上高又は利益が30%以上減少していること
- 市税の滞納がないこと
- 「エネルギー価格等高騰対策一時支援金」を申請していない、申請する見込みがないこと
- 「中小企業者等企業力アップ促進事業補助金」の交付を受けていないこと

※詳細な条件等は市HP及び交付要綱をご確認ください

【対象事業】

- 15%以上の省エネ改善効果が見込まれる設備等への入替
- 増加した光熱水費の増加率をおおむね2分の1削減できる設備等の導入

例：電気代30%増加の場合→増加を15%に抑える事業
設備導入により業務効率化ができ、燃料費等が削減できる場合も可

【事業期間】 交付決定後～令和6年1月31日

事業期間内に機器等の購入、入替を完了させる必要があります



【対象経費】

省エネ化等に直接的に必要な設備や機器等の購入、入替費用

※消費税、国及び県が実施する同種事業の補助対象経費は対象外。

※交付決定後に発生する経費のみが対象。

ただし事業の効率的な実施のため緊急かつやむを得ない事情がある場合は「事前着手届」を着手前に提出すること。

※原則、市内業者に発注すること。市内にいない場合はこの限りでない。

提出書類

申請

- エネルギー価格等高騰対策事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 事業計画書（様式第2号）
- 見積書の写し
- 法人の場合、法人の履歴事項証明書¹の写し
- 個人の場合、開業届の写しまたは営業形態が確認できる書類（確定申告書等）の写し
- 承諾書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 光熱水費の増加や売上高等の減少が証明できる書類
- 省エネ改善効果の確認書類

添付書類例

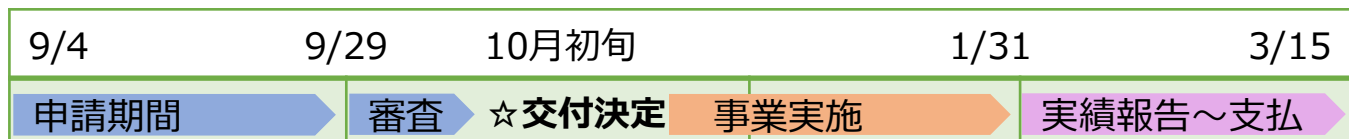
光熱水費の増加や売上高等の減少が証明できる書類

- 確定申告書、収支内訳書
- 決算報告書、売上台帳等
- 売上高等計算表（任意様式）

省エネ改善効果の確認書類

- 省エネ改善効果が確認できる商品カタログ
- 光熱水費実績から減少率を計算したもの（任意様式）

申請～交付決定スケジュール（目安）



各種様式は、市ホームページまたは商工観光課の窓口にあります。

申請・問合せ先

南あわじ市 商工観光課（南あわじ市役所2階）
〒656-0492 兵庫県南あわじ市市善光寺22番地1
TEL 0799-43-5221 FAX 0799-43-5321



市HPは
こちら
←